令和　６　年度

業　務　仕　様　書

委託業務名：Ｒ６企工　特定建築物等定期点検業務

徳島県企業局

定期点検仕様書

１．委託内容

(1)　本業務は、別紙１の建築物、建築設備及び防火設備について建築基準法第１２条第２項及び第４項で定める定期点検業務を委託する。

(2)　本業務は、下表により行う。

○	１	予備調査 ・対象建築物の下見 ・資料収集（竣工図等、従前の定期点検票） ・建物履歴調査（建物履歴等(ヒアリング)票による） ・定期点検調査計画図の作成
○	２	定期点検（現地調査）
○	３	定期点検結果の判定及び報告

(3)　本業務開始に当たっては、工程表を提出し、係員と協議のうえ行うこと。

(4)　業務予定期間　：　契約書による。

２．点検業務の進め方

本業務は、次の事項（1）～（3）に基づき点検・報告を行うものとし、別紙２～４に示された調査（検査）項目、調査（検査）事項、調査（検査）方法及び判断基準によるものとする。

その他の点検項目、点検事項については、（財）日本建築防災協会発行の「特定建築物定期調査業務基準（2021年改訂版）」、（財）日本建築設備・昇降機センター発行の「建築設備定期検査業務基準書　2023年版」を参考とすること。

(1)　予備調査

① 現地下見：現地に赴き調査対象建物の立地環境・規模等を観察し概略の情報を得る。

② 資料収集：調査対象建物の設計図書等定期点検に必要な資料の有無について確認する。

③ 建物履歴調査：建物管理者からヒアリングを行い建物履歴等(ヒアリング）票（様式３）を作成する。

④ 定期点検調査計画図の作成：配置図及び各階平面図を縮小し点検結果図（別添１様式）に貼付けることにより作成する。

(2)　定期点検（現地調査）

① 現地調査により別紙２～４に従い定期点検調査計画図に不具合箇所、状況、写真撮影箇所等を記載する。

② 不具合箇所は写真撮影し、別添２様式に貼り付ける。（建築設備についても同様式による。）

③ 外壁の外装仕上げ材等のうちタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷により、「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」がないか点検し、ある場合は発注者にその旨報告すること。

(3)　定期点検結果の判定及び報告

① 不具合箇所等を記載した定期点検調査計画図を整理し、点検結果図（別添１様式）を作成する。

② 点検結果表（様式２）に別紙２～４に該当する調査（検査）項目、調査（検査）事項について、点検結果を整理・記載する。

３．定期点検実施要領

(1)　定期点検の方針

① 現地調査にあたっては、劣化・損傷、防火・避難及び構造安全に関する事項に重点を置いて点検を実施すること。（建築基準法適合・不適合の判断は必要ない。）

② 本定期点検では基本的に足場の設置、精密検査等の特別な設備による点検は想定していないため、点検が不能又は不十分な場合は、別途精密検査等の提案をすること。

(2) 点検資格者

① 建築物の点検（建築基準法第12条第２項、建築基準法施行規則第６条の５第１項）
　１級建築士若しくは２級建築士または建築物調査員資格者証の交付を受けている者

② 建築設備等の点検（建築基準法第12条第４項、建築基準法施行規則第６条の５第２項）
　１級建築士若しくは２級建築士または建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者

(3) 点検に係る留意事項

① 高所等で足場等の仮設無しに近接できない場合は、双眼鏡等により可能な範囲で点検を行う。タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）モルタル等、外壁の外装仕上げ材等である場合は発注者に「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」を報告するとともに、可能な限り打診による点検を行い危険度を判定すること。

② 傾斜のある屋根面についても適当な場所から双眼鏡等により点検を行う。

③ 防火扉及び防火シャッターについては、１年以内に実施した点検の記録により、作動点検を確認する。作動点検ができていない場合には、作動確認を行うことを基本とするが、施設の利用状況等により作動確認できない場合は対策等欄に「作業点検の実施必要」と記載する。

④ 建築設備（別紙３）の作動点検が必要なものについて、他の法令の規定による点検記録や専門業者による検査記録などが本業務の点検内容及び周期と適合するものについては、その内容について点検資格者が適正であることを確認したうえ、その点検項目を読み替えることができる。

４．その他

(1) 係員との連絡を密にし、疑義があれば指示を受けた後に作業にかかること。

(2) 受託者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

(3) 前回点検報告書について、貸与可。

５．定期点検結果の報告

(1) 定期点検終了後以下の書類及び電子データを提出すること。（書類及び電子データとも正副各一部）

① 定期点検結果報告書(様式１)
② 点検結果表(様式２)
③ 点検結果図(別添１様式)
④ 関係写真（別添２様式)
⑤ 建物履歴等(ヒアリング)票(様式３)
⑥ 定期点検仕様書
⑦ 定期点検者の資格を証するものの写し

施設名称、敷地位置及び建物概要

施　設　名　称		藍場町地下駐車場	用　　途	自動車車庫
敷　地　位　置		徳島市藍場町１丁目	敷地面積	14,245㎡
建　物　名　称		構　造　・　規　模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備　　考
1	第１駐車場	鉄筋コンクリート造、地上１階地下１階建て　延べ床面積　3,637.87㎡		
2	第２駐車場	鉄筋コンクリート造、地上２階地下１階建て　延べ床面積　7,362.22㎡		

施　設　名　称		総合管理推進センター	用　　途	庁舎(事務所)
敷　地　位　置		徳島市新蔵町１丁目	敷地面積	1,228㎡
建　物　名　称		構　造　・　規　模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備　　考
1	総合管理推進センター	鉄筋コンクリート造、地上５階地下１階建て　延べ床面積　3,550.69㎡		

施　設　名　称		徳島公舎	用　　途	共同住宅
敷　地　位　置		徳島市昭和町６丁目	敷地面積	525㎡
建　物　名　称		構　造　・　規　模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備　　考
1	徳島公舎	鉄筋コンクリート造、地上３階建て延べ床面積　243.33㎡		

施　設　名　称		川口寮（旧）	用　　途	寄宿舎
敷　地　位　置		那賀郡那賀町大久保	敷地面積	1,381㎡
建　物　名　称		構　造　・　規　模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備　　考
1	川口寮（旧）	鉄筋コンクリート造、地上３階建て延べ床面積　983.85㎡		

施　設　名　称		川口ダム管理所	用　　途	庁舎・博物館
敷　地　位　置		那賀郡那賀町吉野	敷地面積	733㎡
建　物　名　称		構　造　・　規　模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備　　考
1	川口ダム管理所	鉄筋コンクリート造、地上４階建て延べ床面積　857.46㎡		川口ダム自然エネルギーミュージアムを含む。

施　設　名　称		日野谷発電所中央倉庫	用　　途	倉庫
敷　地　位　置		那賀郡那賀町日浦	敷地面積	500㎡
建　物　名　称		構　造　・　規　模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備　　考
1	中央倉庫	鉄骨造、地上２階建て延べ床面積　332.80㎡		

施　設　名　称		長安ロダム資料館	用　　途	博物館
敷　地　位　置		那賀郡那賀町長安	敷地面積	1,095㎡
建　物　名　称		構　造　・　規　模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備　　考
1	長安ロダム資料館	木造、平屋建て延べ床面積　196.52㎡		

施　設　名　称		吉野川北岸工業用水道浄水場西防災倉庫	用　　途	倉庫
敷　地　位　置		板野郡松茂町長岸	敷地面積	35,860㎡
建　物　名　称		構　造　・　規　模	外装仕上げ材等の全面打診の必要性	備　　考
1	西防災倉庫	鉄骨造、地上２階建て延べ床面積　256.83㎡		

位置図

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図
電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

位置図

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図
電子地形図25000（国土地理院）を加工して

位置図

出典：国土地理院発行2.5万分1地形図
電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

○建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

平成二十年三月十日
国土交通省告示第二百八十二号

改正　平成二〇年　三月三一日国土交通省告示第　四一四号
同　二六年一一月　七日同　第一〇七三号
同　二七年　二月二三日同　第　二五八号
同　二八年　四月二五日同　第　七〇三号
同　三〇年　九月一二日同　第一〇九八号
令和　元年　六月二一日同　第　二〇〇号
同　　二年　四月　一日同　第　五〇八号
同　　三年　二月二六日同　第　一二六号
同　　四年　一月一八日同　第　一一〇号
同　　五年　三月二〇日同　第　二〇七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項の規定に基づき、この告示を制定する。

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第一項に規定する調査及び同条第二項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第一　定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一又は別表第二の（い）欄に掲げる項目（ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

一　法第十二条第一項又は第二項に規定する建築物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第十四条の二第二号に規定する建築物のうち階数が四以下又は延べ面積が千平方メートル以下の国家機関の建築物以外のもの（以下「小規模民間事務所等」という。）を除く。）　別表第一

二　小規模民間事務所等　別表第二

第二　特定行政庁は、第一に規定する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要な項目、方法又は結果の判定基準を付加することができる。

第三　第一の規定にかかわらず、特定行政庁は、安全上、防火上又は衛生上支障がないと認める場合においては、法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する特定建築物（同項に規定する国等の建築物を除く。）又は同条第二項に規定する特定建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして法第十二条第一項の政令で定めるものを除く。以下「国等の特定建築物」という。）について、規則で、第一に規定する定期調査等の項目の一部を適用しないことができる。この場合において、国等の特定建築物について規則を定めようとするときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

第四　調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築物の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　法第十二条第一項又は第二項に規定する建築物（小規模民間事務所等を除く。）　別記第一号

二　小規模民間事務所等　別記第二号

附　則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則　（平成二〇年三月三一日国土交通省告示第四一四号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則　（平成二六年一一月七日国土交通省告示第一〇七三号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則　（平成二七年二月二三日国土交通省告示第二五八号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附　則　（平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇三号）

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附　則　（平成三〇年九月一二日国土交通省告示第一〇九八号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

附　則　（令和元年六月二一日国土交通省告示第二〇〇号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附　則　（令和二年四月一日国土交通省告示第五〇八号）

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附　則　（令和三年二月二六日国土交通省告示第一二六号）

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

附　則　（令和四年一月一八日国土交通省告示第一一〇号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の五の項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

附　則　（令和五年三月二〇日国土交通省告示第二〇七号）

（施行期日）

１　この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にある第四条及び第五条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一

		（い）調査項目		（ろ）調査方法	（は）判定基準
一　敷地及び地盤	（一）	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
	（二）	敷地	敷地内の排水の状況	目視により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
	（三）	令第百二十八条に規定する通路（以下「敷地内の通路」という。）	敷地内の通路の確保の状況	目視により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。
	（四）		有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。
	（五）		敷地内の通路の支障物の状況	目視により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。

	（六）	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第六十一条又は令第六十二条の八の規定に適合しないこと。
	（七）		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。
	（八）	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。
	（九）		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。
二　建築物の外部	（一）	基礎	基礎の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。
	（二）		基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。
	（三）	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況	目視及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。
	（四）		土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
	（五）	外壁　躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	法第二十三条、法第二十五条又は法第六十一条の規定に適合しないこと。
	（六）		木造の外壁躯体の劣化及び	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害がある

			損傷の状況	認する。	こと又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
	（七）		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
	（八）		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。
	（九）		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
	（十）		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
	（十一）	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であって、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後十年を超え、最初に実施する定期調査等にあって	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。

					は、全面打診等により確認する（三年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	
	（十二）			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。
	（十三）			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。
	（十四）			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。
	（十五）		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
	（十六）			はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	昭和四十六年建設省告示第百九号第三第四号の規定に適合していないこと。
	（十七）		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
	（十八）			支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
三　屋上及び屋	（一）	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。
	（二）	屋上回り（屋上		パラペットの	目視及びテストハンマ	モルタル等の仕上げ材

根		面を除く。）	立ち上り面の劣化及び損傷の状況	ーによる打診等により確認する。	に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。
	（三）		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
	（四）		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。
	（五）		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
	（六）	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあっては法第六十二条の規定に適合しないこと又は法第二十二条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあっては同条の規定に適合しないこと。
	（七）		屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
	（八）	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。
	（九）		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。
四　建築	（一）	防火区画	令第百十二条第十一項から第十三項までに規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第十一項から第十三項までの規定に適合しないこと。

物の内部						ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕や模様替え等（以下「修繕等」という。）が行われていない場合を除く。
	（二）		令第百十二条第一項、第四項、第五項又は第七項から第十項までの各項に規定する区画の状況		設計図書等により確認する。	令第百十二条第一項、第四項、第五項又は第七項から第十項まで（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第七項を除く。）の規定に適合しないこと。
	（三）		令第百十二条第十八項に規定する区画の状況		設計図書等により確認する。	令第百十二条第十八項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（四）		防火区画の外周部	令第百十二条第十六項に規定する外壁等及び同条第十七項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。	令第百十二条第十六項又は第十七項の規定に適合しないこと。
	（五）			令第百十二条第十六項に規定する外壁等及び同条第十七項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第百十二条第十六項に規定する外壁等、同条第十七項に規定する防火設備に損傷があること。
	（六）	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。

	（七）		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
	（八）		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。
	（九）		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
	（十）		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
	（十一）	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次の各号のいずれかに該当すること。 （一）　令第百十二条第一項、第四項から第六項まで又は第十八項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十八項を除く。）の規定による防火区画　一時間準耐火基準に適合しないこと。 （二）　令第百十二条第七項又は第十項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を

						及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第七項を除く。）の規定による防火区画　令第百七条の規定に適合しないこと。 （三）　令第百十二条第十一項から第十三項まで又は第十六項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十一項から第十三項までを除く。）の規定による防火区画　令第百七条の二の規定に適合しないこと。
	（十二）			部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。
	（十三）			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。
	（十四）			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四の規定に適合しないこと。
	（十五）		令第百十四条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第百十四条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第十二条第一項の規定に基づく調査以後に法第六条第一項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第百十四条の規定に適合しないこと。
	（十		令第百	室内に面する	設計図書等により確認	令第百二十八条の五

六)		二十八条の五各項に規定する建築物の室内に面する部分	部分の仕上げの維持保全の状況	する。	（令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
（十七)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
（十八)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
（十九)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
（二十)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	次の（一）から（三）までのいずれかに該当すること。 （一）　令第百十二条第一項、第四項から第六項まで又は第十八項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十八

						項を除く。）の規定による防火区画　一時間準耐火基準に適合しないこと。 （二）　令第百十二条第七項又は第十項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第七項を除く。）の規定による防火区画　令第百七条の規定に適合しないこと。 （三）　令第百十二条第十一項から第十三項まで又は第十六項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第十一項から第十三項までを除く。）の規定による防火区画　令第百七条の二の規定に適合しないこと。
	（二十一）			部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。
	（二十二）			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては点検口等から目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四の規定に適合しないこと。
	（二十三）	天井	令第百二十八条の五各項に規定する建築物の天井の室	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第百二十八条の五（令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第百二十九条第一項の規定が適用さ

		内に面する部分			れ、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第二項、第六項、第七項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
（二十四）			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
（二十五）		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。
（二十六）	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下同じ。）又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十九項の規定に適合しないこと。
（二十七）			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十九項の規定に適合しないこと。
（二十八）			昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロに規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉又は戸（以下「常閉防火扉等」という。）にあっては、各階の主要な常閉防火扉等の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、三年	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロの規定に適合しないこと。

				以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
	（二十九）		防火扉又は戸の開放方向	目視により確認する。	令第百二十三条第一項第六号、第二項第二号又は第三項第十号（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第三項第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第一項第六号、第二項第二号及び第三項第十号を除く。）の規定に適合しないこと。
	（三十）		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備等の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能（令第百十二条第十九項第二号に規定する特定防火設備又は常閉防火設備等に限る。）に支障があること。
	（三十一）		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。
	（三十二）		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害と	目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備等の閉鎖又は作動に

		なる物品の放置の状況		支障があること。
（三十三）		常閉防火扉等の固定の状況	目視により確認する。	常閉防火扉等が開放状態に固定されていること。
（三十四）	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。
（三十五）		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備又は戸の閉鎖に支障があること。
（三十六）	警報設備	警報設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の三の三の規定に基づく点検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第百十条の五の規定に適合しないこと。
（三十七）		警報設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。ただし、六月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。
（三十八）	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第二十八条第一項又は令第十九条の規定に適合しないこと。
（三十九）		採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。
（四十）		換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第二十八条第二項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合しないこと。
（四十一）		換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。	法第二十八条第二項若しくは第三項、令第二十条の二又は令第二十条の三の規定に適合し

				ないこと。
（四十二）		換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した法第十二条第三項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
（四十三）		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
（四十四）	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇・一パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。	平成十八年国土交通省告示第千百七十二号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。
（四十五）		吹付け石綿等の劣化の状況	三年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は三年以内に劣化状況調査が行われていないこと。
（四十六）		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること。 （一）　増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第百三十七条に定める基準時（以下「基準時」という。）における延べ面積の二分の一を越える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修

					繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 （二）　増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を越えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。
	（四十七）		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
五　避難施設等	（一）	令第百二十条第二項に規定する通路	令第百二十条第二項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第百二十条又は第百二十一条（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十条を除く。）の規定に適合しないこと。
	（二）	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	幅が令第百十九条の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修

				繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
（三）		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。
（四）	出入口	出入口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十八条、第百二十四条、第百二十五条又は第百二十五条の二（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項並びに第百二十五条第一項及び第三項を除く。）の規定に適合しないこと。
（五）		物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。
（六）	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の規定に適合しないこと。
（七）	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十一条の規定に適合しないこと。
（八）		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。
（九）		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難に支障となる物品が放置されていること。
（十）		避難器具の操作性の確保の	目視及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具

			状況		が使用できないこと。
（十一）	階段	階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十条、第百二十一条又は第百二十二条（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十条を除く。）の規定に適合しないこと。
（十二）			幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第二十三条、第二十四条又は第百二十四条（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項第二号を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第百二十四条第一項を除く。）の規定に適合しないこと。
（十三）			手すりの設置の状況	目視により確認する。	令第二十五条の規定に適合しないこと。
（十四）			物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。
（十五）			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視、触診、設計図書等により確認する。	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安

						全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。
	（十六）		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十三条第一項（令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。
	（十七）		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十三条第二項（第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第二項第二号を除く。）の規定に適合しないこと。
	（十八）			開放性の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。
	（十九）		特別避難階段	令第百二十三条第三項第一号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という。）又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第百二十三条第三項（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第二号、第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第十二号を除き、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号から第三号まで、第十号及び第十二号を除く。）の規定に適合しないこと。
	（二			階段室又は付	目視及び設計図書等に	排煙設備が設置されて

十)			室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況	より確認する。	いないこと。
（二十一)			付室等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
（二十二)			付室等の外気に向かつて開くことができる窓の状況	目視及び作動により確認する。	外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
（二十三)			物品の放置の状況	目視により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。
（二十四)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第百二十六条の三の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
（二十五)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。
（二十六)			可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確	可動式防煙壁が作動しないこと。

				認することで足りる。	
（二十七）		排煙設備	排煙設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の二の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
（二十八）			排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
（二十九）			排煙口の維持保全の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
（三十）	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の六又は第百二十六条の七の規定に適合しないこと。
（三十一）			非常用の進入口等の維持保全の状況	目視により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。
（三十二）		非常用エレベーター	令第百二十九条の十三の三第三項に規定する乗降ロビー（以下単に「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十九条の十三の三第三項の規定に適合しないこと。
（三			昇降路又は乗	目視及び設計図書等に	排煙設備が設置されて

	十三)			降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況	より確認する。	いないこと。
	（三十四)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	（三十五)			乗降ロビー等の外気に向かつて開くことができる窓の状況	目視により確認するとともに、開閉を確認する。	外気に向かつて開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
	（三十六)			物品の放置の状況	目視により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。
	（三十七)			非常用エレベーターの作動の状況	非常用エレベーターの作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用エレベーターが作動しないこと。
	（三十八)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十六条の四の規定に適合しないこと。
	（三十九)			非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	（四十)			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
六　その他	（一)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。

	（二）			膜張力及びケーブル張力の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	膜張力又はケーブル張力が低下していること。
	（三）		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	目視により確認するとともに、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。
	（四）			上部構造の可動の状況	目視により確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。
	（五）	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。
	（六）	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。
	（七）			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。
	（八）		令第百三十八条第一項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。
	（九）			付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。

別表第二

		（い）調査項目			（ろ）調査方法	（は）判定基準
一　建築物の内部	（一）	令第百十二条第十一項に規定する区　画（以下「竪穴区画」	竪穴区画の状況		設計図書等により確認する。	令第百十二条第十一項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（二）		竪穴区	令第百十二条第	設計図書等により確認	令第百十二条第十六項

	と　いう。） 画の外周部	十六項に規定する外壁等及び同条第十七項に規定する防火設備の処置の状況	する。	又は第十七項の規定に適合しないこと。
（三）		令第百十二条第十六項に規定する外壁等及び同条第十七項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	令第百十二条第十六項に規定する外壁等、同条第十七項に規定する防火設備に損傷があること。
（四）	準耐火構造の壁（竪穴区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第百七条の二の規定に適合しないこと。
（五）		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。
（六）		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。
（七）		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は第百二十九条の二の四の規定に適合しないこと。
（八）	準耐火構造の床（竪穴区画を構成する床に限る。）	準耐火性能の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第百七条の二の規定に適合しないこと。
（九）		部材の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。
（十）		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は第百二十九条の二の四の規定に適合しないこと。
（十一）	防火設備（竪穴区画を構成する防火設備に限る。以下同じ。）	区画に対応した防火設備の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十九項の規定に適合しないこと。
（十二）		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸	目視及び設計図書等により確認する。	令第百十二条第十九項の規定に適合しないこと。

			の設置の状況		
	（十三）		昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロに規定する基準についての適合の状況	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）にあっては、各階の主要な常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号ロの規定に適合しないこと。
	（十四）		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	常閉防火設備の変形又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	（十五）		常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。
	（十六）		常閉防火設備の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。
	（十七）		常閉防火扉の固定の状況	目視により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
	（十八）	照明器具、懸垂物等	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	目視により確認する。	防火設備の閉鎖に支障があること。
二　避難施設	（一）	令第百二十条第二項に規定する通路	令第百二十条第二項に規定する通路の確保の状	設計図書等により確認する。	令第百二十条又は第百二十一条（令第百二十九条第一項の規定が適

			況		用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十条を除く。）の規定に適合しないこと。
	（二）	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十一条の規定に適合しないこと。
	（三）		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。
	（四）		物品の放置の状況	目視により確認する。	避難に支障となる物品が放置されていること。
	（五）		避難器具の操作性の確保の状況	目視及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。
	（六）	直通階段	直通階段の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。	令第百二十条又は第百二十一条（令第百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十条を除く。）の規定に適合しないこと。
	（七）		幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第二十三条又は第二十四条の規定に適合しないこと。
	（八）		手すりの設置の状況	目視により確認する。	令第二十五条の規定に適合しないこと。
	（九）		物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。

	（十）		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視、触診、設計図書等により確認する。	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。

別記第一号（Ａ４）
（略）

別記第二号（Ａ４）
（略）

別添１様式（Ａ３）
（略）

別添第１の２様式（Ａ３）
（略）

別添２様式（Ａ４）
（略）

○建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成二十年三月十日
国土交通省告示第二百八十五号
改正　平成二〇年　三月三一日国土交通省告示第　四一七号
同　二四年一二月一二日同　第一四四八号
同　二七年　一月二九日同　第　一八七号
同　二八年　四月二五日同　第　七〇六号
同　二八年一一月　一日同　第一一八〇号
同　二八年一二月一六日同　第一四一九号
同　三〇年　九月一二日同　第一〇九八号
同　三〇年一〇月二九日同　第一二一四号
令和　元年　六月二一日同　第　二〇〇号
同　　二年　四月　一日同　第　五〇八号
同　　五年　三月二〇日同　第　二〇七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項から第三項までの規定に基づき、この告示を制定する。

建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、第六条第三項に規定する建築設備（昇降機を除く。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一　施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一（い）欄に掲げる項目のうち一項（九）、（十）及び（十六）から（二十一）まで、別表第二（い）欄に掲げる項目のうち一項（十八）、（十九）、（三十七）及び（三十八）並びに二項（二十四）並びに別表第四（い）欄に掲げる項目のうち三項（七）とする。

第二　定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

一　換気設備　別表第一
二　排煙設備　別表第二
三　非常用の照明装置　別表第三
四　給水設備及び排水設備　別表第四

２　前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、

当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第三　換気設備等の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　換気設備　別記第一号

二　排煙設備　別記第二号

三　非常用の照明装置　別記第三号

四　給水設備及び排水設備　別記第四号

附　則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則　（平成二〇年三月三一日国土交通省告示第四一七号）

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則　（平成二四年一二月一二日国土交通省告示第一四四八号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則　（平成二七年一月二九日国土交通省告示第一八七号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附　則　（平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇六号）

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附　則　（平成二八年一一月一日国土交通省告示第一一八〇号）

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成二八年一二月一六日国土交通省告示第一四一九号）　抄

１　この告示は、公布の日から施行する。

附　則　（平成三〇年九月一二日国土交通省告示第一〇九八号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

附　則　（平成三〇年一〇月二九日国土交通省告示第一二一四号）

この告示は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附　則　（令和元年六月二一日国土交通省告示第二〇〇号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附　則　（令和二年四月一日国土交通省告示第五〇八号）

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附　則　（令和五年三月二〇日国土交通省告示第二〇七号）

（施行期日）

１　この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にある第四条及び第五条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一

		（い）検査項目		（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
一　法第二十八条第二	（一）	機械換気設備	機械換気設備（中央	給気機の外気取入口並びに直接外気に開	目視により確認する。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以

項又は第三項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）		管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況		下「令」という。）第百二十九条の二の五第二項第三号の規定に適合しないこと。
	（二）		給気機の外気取入口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（三）		各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視及び設計図書等により確認するとともに、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。	著しく局部的な空気の流れが生じていること。
	（四）		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（五）		風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。
	（六）		風道の材質	目視又は触診により確認する。	令第百二十九条の二の五第二項第五号の規定に適合しないこと。
	（七）		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（八）		換気扇による換気の状況	目視により確認する。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
	（九）	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量	給気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。ただし、風速の測定が困難な場合にあっては、在室者がほぼ設計定員の状態において、	令第二十条の二第一号ロ若しくはハの規定に適合しないこと又は風速の測定が困難な場合にあっては、次のイ若しくはロのいずれかに該当すること。 イ　還気の二酸化炭

					還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法又はこれと同等以上の測定方法により確認する。 $V=3600\nu AC$ この式において、V、ν、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V　換気量（単位　一時間につき立方メートル） ν　平均風速（単位　一秒につきメートル） A　給気口断面積（単位　平方メートル） C　次の式により計算した給気量に対する外気の混合比 $C=V_2/V_1$ この式においてV_1及びV_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。 V_1　空気調和設備の送風空気量（単位　一時間につき立方メートル） V_2　空気調和設備への取り入れ外気量（単位　一時間につき立方メートル）	素含有率を確認した場合にあっては、還気の二酸化炭素含有率が百万分の千を超えていること。 ロ　還気と外気の二酸化炭素含有率の差を確認した場合にあっては、還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十を超えていること。
	（十）			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	（十一）	中央管理	空気調和設備	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐

		方式の空気調和設備	の主要機器及び配管の外観			食、損傷等があること。
	（十二）			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。
	（十三）			空気調和設備の運転の状況	目視又は触診により確認する。	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。
	（十四）			空気ろ過器の点検口	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十二号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。
	（十五）			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。	令第百二十九条の二の六第二号の規定に適合しないこと。
	（十六）		空気調和設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表（四）項の規定に適合しないこと。
	（十七）			各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表（五）項の規定に適合しないこと。
	（十八）			各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表（一）項の規定に適合しないこと。
	（十九）			各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表（二）項の規定に適合しないこと。
	（二十）			各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表（三）項の規定に適合しないこと。
	（二十一）			各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	令第百二十九条の二の五第三項の表（六）項の規定に適合しないこと。
二　換気設備を設ける	（一）	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視又は触診により確認する。	不燃材でないこと。

べき調理室等	（二）		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（三）		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第二十条の三第二項第一号イ（３）、（４）、（６）又は（７）の規定に適合しないこと。
	（四）		給気口、排気口及び排気フードの位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第二十条の三第二項第一号イ（１）又は（２）の規定に適合しないこと。
	（五）		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給排気が妨げられていること。
	（六）		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材に脱落又は損傷があること。
	（七）		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十五条第一項第三号イ（２）又は第二項の規定に適合しないこと。
	（八）		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視又は触診により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	（九）	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十五条第一項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	（十）	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視により確認する	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第四号の規定に適合しないこと。
	（十一）		換気扇による換気の状況	目視により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。
	（十二）		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい

					腐食、損傷等があること。
	（十三）		機械換気設備の換気量	排気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。 V＝3600νA この式において、V、ν及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V　換気量（単位　一時間につき立方メートル） ν　平均風速（単位　一秒につきメートル） A　開口断面積（単位　平方メートル）	令第二十条の三第二項第一号イ又は昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第三の規定に適合しないこと。
三　法第二十八条第二項又は第三項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等	（一）	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	令第百十二条第二十一項の規定に適合しないこと。
	（二）		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第一の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
	（三）		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
	（四）		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	（五）		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第三の規定に適合しないこと。
	（六）		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	（七）		壁及び床の防火区画貫通部	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号

			の措置の状況		第二の規定に適合しないこと。
	（八）		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ（２）に適合しないこと。熱感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第二第二号ロ（２）の規定に適合しないこと。
	（九）		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	感知器と連動して作動しないこと。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、（は）欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項（三）、（九）及び（十六）から（二十一）まで、二項（十三）並びに三項（九）	前回の検査後にそれぞれ（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項（一）、（二）、（五）から（八）まで、（十）から（十二）まで、（十四）及び（十五）	前回の検査後にそれぞれ（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録
一項（四）及び（十三）	前回の検査後にそれぞれ（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別表第二

		（い）検査項目		（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
一　令第百二十三条第三項第二号に規定す	（一）	排　煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。
	（二）			排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。
	（三）			煙排出口の設置の状況	目視により確認する。	排出された煙により他への影響のおそれがあること。

る階段室又は付室、令第百二十九条の十三の第三項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第百二十六条の二の第一項に規定する居室等	（四）		煙排出口の周囲の状況	目視により確認する。	煙の排出を妨げる障害物があること。
	（五）		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
	（六）	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。
	（七）		作動の状況	聴診又は触診により確認する。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	（八）		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	（九）		排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q　排煙風量(単位　一分につき立方メートル) A　煙排出口面積（単位　平方メートル） V_m　平均風速（単位　一秒につきメートル）	令第百二十三条第三項第二号若しくは令第百二十九条の十三の三第十三項（これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。）又は令第百二十六条の三第一項第九号（令第百二十八条の六第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十六条の三第一項第九号を、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第百二十三条第三項第二号及び令第百二十六条の三第一

						項第九号を除く。）の規定に適合しないこと。
	（十）			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	（十一）	排　煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千四百三十六号第三号又は令第百二十六条の三第一項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（十二）			排煙口の周囲の状況	目視により確認する。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。
	（十三）			排煙口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（十四）			手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	（十五）			手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（十六）		機械排	手動開放装置	作動の状況を確認す	排煙口の開放が手動

		煙設備の排煙口の性能	による開放の状況	る。	開放装置と連動していないこと。
	(十七)		排煙口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
	(十八)		排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q　排煙風量(単位一分につき立方メートル) A　排煙口面積(単位　平方メートル) V_m　平均風速（単位　一秒につきメートル)	令第百二十六条の三第一項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(十九)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(二十)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が連動して開放しないこと。
	(二十一)	排　煙風道	機械排煙設備の排煙風　道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(二十二)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(二十三)			排煙風道の材質	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条

					の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（二十四）		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（二十五）		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	断熱材に脱落又は損傷があること又は令第百二十六条の三第一項第七号で準用する令第百十五条第一項第三号イ（２）の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（二十六）		防火ダンパー（外壁の開口部で延	防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	（二十七）			防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。

	（二十八）		焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	（二十九）			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが四十五センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。
	（三十）			防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	（三十一）			壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）	目視により確認する。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板で造られていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
	（三十二）	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号ロ又はハ及び第二号ロ又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（三十三）			排煙口及び給気口の周囲の	目視により確認する。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があ

			状況		ること。
	（三十四）		排煙口及び給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（三十五）		手動開放装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に障害物があり操作できないこと。
	（三十六）		手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（三十七）		特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q　排煙風量（単位一分につき立方メートル） A　排煙口面積（単位平方メートル） V_m　平均風速（単位一秒につきメートル）	令第百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（三十八）			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	（三十			煙感知器によ	発煙試験器等により作	排煙口が連動して開

	九）		る作動の状況	動の状況を確認する。	放しないこと。
	（四十）	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	（四十一）		給気風道の材質	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（四十二）		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	（四十三）		防煙壁の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（四十四）	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（四十五）		給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。
	（四十六）	特殊な構造の排煙設	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	令第百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、

		備の給気送風機の性能			令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（四十七）		作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	（四十八）		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	（四十九）		給気送風機の給気風量	吸込口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により給気風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV_mは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q　給気風量（単位一分につき立方メートル） A　吸込口面積（単位平方メートル） V_m　平均風速（単位一秒につきメートル）	令第百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十八条の六第一項、令第百二十九条第一項又は令第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（五十）		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	（五十	特殊な	吸込口の設置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口

	一)		構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	位置		等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
	(五十二)			吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(五十三)			屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
二　令第百二十三条第三項第二号に規定する階段室又は付室、令第百二十九条の三の十三第十三項に規定する昇降路又は乗降ロビー	(一)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	(二)			給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(三)	加圧防排煙設備	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(四)			排煙風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	(五)			排煙風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	(六)		給気口の外観	給気口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	(七)			給気口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(八)			給気口の手動	目視により確認する。	周囲に障害物があり

			開放装置の周囲の状況		操作できないこと。
	（九）		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視により確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ（２）(i)の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（十）	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。
	（十一）		給気口の開放の状況	目視又は聴診により確認する。	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
	（十二）	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
	（十三）		給気風道の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
	（十四）		給気風道の材質	目視により確認する。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（十五）	給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（十六）		給気風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。

	（十七）	給気送風機の性能	給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号イ（５）の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（十八）		給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	（十九）		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	（二十）		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	（二十一）	給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視により確認する。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
	（二十二）		吸込口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
	（二十三）		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視により確認する。	浸入した雨水等を排出できないこと。
	（二十四）	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を四十センチメートル開放し、同一断面内から九箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は

						全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（二十五）		空気逃し口の外観	空気逃し口の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ロの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（二十六）			空気逃し口の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
	（二十七）			空気逃し口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（二十八）		空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視により確認する。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。
	（二十九）		圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	目視により確認する。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
	（三十）			圧力調整装置の周囲の状況	目視により確認する。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
	（三十一）			圧力調整装置の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（三十二）		圧力調整装置	圧力調整装置の作動の状況	目視により確認する。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。

			の性能			
三　令第百二十六条の二第一項に規定する居室等	（一）	可動防煙壁		手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	片手で容易に操作できないこと。
	（二）			手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	（三）			煙感知器による連動の状況	作動の状況を確認する。	連動して作動しないこと。
	（四）			可動防煙壁の材質	目視により確認する。	不燃材料でないこと。
	（五）			可動防煙壁の防煙区画	目視により確認する。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。
	（六）			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
四　予備電源	（一）	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
	（二）			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を三十分以上運転できないこと。
	（三）			発電機及び原動機の状況	目視又は触診により確認する。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
	（四）			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
	（五）			始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカル

						に維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
				（六）	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
				（七）	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
				（八）	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
				（九）	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
				（十）	自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
				（十一）	接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
				（十二）	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第五十八条の規定値を下回っていること。
			自家用発電装置の性能	（十三）	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
				（十四）	始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確

						立しないこと。
	（十五）			運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
	（十六）			排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	（十七）			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。
	（十八）	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視又は触診により確認する。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。
	（十九）			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
	（二十）			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
	（二十一）			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
	（二十二）			給気部及び排気管の取付けの状況	目視により確認する。	変形、損傷、き裂等があること。
	（二十三）			Vベルト	目視又は触診により確認する。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。
	（二十四）			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食がある

						こと。
	（二十五）			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条の規定値を下回っていること。
	（二十六）		直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、（は）欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項（九）、（十八）、（二十）、（三十七）、（三十九）及び（四十九）並びに二項（二十四）	前回の検査後にそれぞれ（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
一項（二）、（四）、（六）から（八）まで、（十）、（十二）から（十四）まで、（十六）、（十九）、（二十一）、（二十二）及び（二十七）、二項（一）から（四）まで、（六）から（八）まで、（十）、（十二）、（十三）、（十六）から（二十）まで及び（二十六）から（二十八）まで、三項（二）、（三）、（五）及び（六）並びに四項（三）から（八）まで及び（十）から（十七）まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別表第三

		（い）検査項目	（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
一　照明器具	（一）	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一第一号の規定に適合しないこと。
	（二）		照明器具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。
二　電	（一）	予備電源	予備電源への	作動の状況及び点灯時	昭和四十五年建設省

池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置			切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	間を確認する。	告示第千八百三十号第三第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
	（二）	照度	照度の状況	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第四の規定に適合しないこと。
	（三）	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視により確認する。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
	（四）	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	令第百十二条第二十項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
三　電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置	（一）	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
	（二）		電気回路の接続の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	昭和四十五年建設省第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
	（三）		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
	（四）		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二第三号の規定に適合しないこと。
	（五）	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。
	（六）		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合	作動までの時間を確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合し

				の切替えの状況		ないこと。
四　電池内蔵形の蓄電池	（一）	配線及び充電ランプ		充電ランプの点灯の状況	目視により確認する。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。
	（二）			誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。
五　電源別置形の蓄電池	（一）	蓄　電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
	（二）			蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。	室温が摂氏四十度を超えていること。
	（三）			蓄電池の設置の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。
	（四）		蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。	電圧が正常でないこと。
	（五）			電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正でないこと。
	（六）			電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が摂氏四十五度を超えていること。
	（七）		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
	（八）			キュービクルの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
六　自家用発電装置	（一）	自　家用　発電　装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百十二条第二十項若しくは第二十一項又は令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定に適合しないこと。
	（二）			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を三十分以上運転できないこと。
	（三）			発電機及び原	目視又は触診により確	端子部の締め付けが

				動機の状況	認する。	堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
			（四）	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視により確認する。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく三十分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
			（五）	始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
			（六）	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
			（七）	燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視により確認する。	配管の接続部等に漏洩等があること。
			（八）	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。
			（九）	自家用発電装置の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
			（十）	自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファ

				場合に限る。）		ンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。
	（十一）			接地線の接続の状況	目視により確認する。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
	（十二）			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条の規定値を下回っていること。
	（十三）		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	予備電源への切替えができないこと。
	（十四）			始動の状況	作動の状況を確認する。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。
	（十五）			運転の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
	（十六）			排気の状況	目視により確認する。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
	（十七）			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。

五項（二）から（六）まで並びに六項（三）から（八）まで及び（十）から（十七）までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、（は）欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

別表第四

		（い）検査項目	（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
一　飲料用の配管設備及	（一）	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の取付けの状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第一号の規定に適合しないこと。
	（二）		配管の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	配管に腐食又は漏水があること。
	（三）		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第二号の規定に

び排水設備			況		適合しないこと。
	（四）		継手類の取付けの状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第三号の規定に適合しないこと。
	（五）		保温措置の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第一項第五号又は第二項第四号の規定に適合しないこと。
	（六）		防火区画等の貫通措置の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第一項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。
	（七）		配管の支持金物	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第一号又は第四号の規定に適合しないこと。
	（八）		飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第二項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	（九）		止水弁の設置の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号ロの規定に適合しないこと。
	（十）		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号イの規定に適合しないこと。
	（十一）		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第四号の規定に適合しないこと。
二　飲料水の配管設備	（一）	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第二号イ又はロの規定に適合しないこと。
	（二）		給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
	（三）		給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第二項第五号の規定に適合しないこ

					と。
	（四）		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	令第百二十九条の二の四第一項第四号の規定に適合しないこと。
	（五）		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
	（六）		給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第一又は第二の規定に適合しないこと。
	（七）		給水タンク等の内部の状況	目視により確認する。	藻等の異物があること。
	（八）	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二又は第五の規定に適合しないこと。
	（九）		ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第二若しくは第五の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。
	（十）		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。
三　排水設備	（一）	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号ロの規定に適合しないこと。
	（二）		排水槽の通気の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号ホの規定に適合しないこと。
	（三）		排水漏れの状況	目視により確認する。	漏れがあること。
	（四）		排水ポンプの設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（五）		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がな

					いこと。
	（六）		地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	昭和四十四年建設省告示第千七百三十号第三第三号又は第四号の規定に適合しないこと。
	（七）	排水再利用配管設備（中水道を含む。）	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。	令第百二十九条の二の四第二項第一号又は昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ハの規定に適合しないこと。
	（八）		雑用水給水栓の表示の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ニの規定に適合しないこと。
	（九）		配管の標識等	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ロの規定に適合しないこと。
	（十）		雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	（十一）		消毒装置	目視により確認する。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。
	（十二）	その他　衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第二項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。
	（十三）	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。
	（十四）	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。
	（十五）	排水管	公共下水道等への接続の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の二の四第三項第三号の規定に適合しないこと。
	（十六）		雨水排水立て管の接続の状	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号

				況		第二第一号ハの規定に適合しないこと。
	（十七）			排水の状況	目視により確認する。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。
	（十八）			掃除口の取付けの状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号イの規定に適合しないこと。
	（十九）			雨水系統との接続の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イの規定に適合しないこと。
	（二十）			間接排水の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。
	（二十一）		通気管	通気開口部の状況	目視により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第五号ハの規定に適合しないこと。
	（二十二）			通気管の状況	目視又は嗅診により確認する。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと又は損傷があること。

次の表の上欄に掲げる項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる記録がある場合には、（は）欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

一項（（二）を除く。）、二項（（二）、（三）及び（七）を除く。）並びに三項（（二）、（三）、（五）、（十一）、（十四）及び（二十二）を除く。）	前回の検査後にそれぞれ（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録
一項（二）、二項（二）、（三）及び（七）並びに三項（二）、（三）、（五）、（十一）、（十四）及び（二十二）	前回の検査後にそれぞれ（は）欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

別記第一号（Ａ４）

（略）

別記第二号（Ａ４）

（略）

別記第三号（Ａ４）

（略）

別記第四号（Ａ４）
（略）

別表１　法第28条第２項又は第３項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（Ａ４）
（略）

別表２　換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（Ａ４）
（略）

別表３　排煙風量測定記録表（Ａ４）
（略）

別表３―２　排煙風量測定記録表（Ａ４）　給気式（特殊な構造の排煙設備）
（略）

別表３―３　排煙風量測定記録表（Ａ４）　加圧式（加圧防排煙設備）
（略）

別表４　非常用の照明装置の照度測定表（Ａ４）
（略）

別添様式　関係写真（Ａ４）
（略）

○防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

平成二十八年五月二日
国土交通省告示第七百二十三号
改正　令和　元年　六月二一日国土交通省告示第二〇〇号
同　　二年　四月　一日同　　第五〇八号
同　　五年　三月二〇日同　　第二〇七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、防火設備について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一　定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン及びドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等にあっては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十二条第十一項に規定する防火区画を構成するものに限る。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

一　防火扉　別表第一
二　防火シャッター　別表第二
三　耐火クロススクリーン　別表第三
四　ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（以下「ドレンチャー等」という。）　別表第四

２　前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた防火設備に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第二　防火設備の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる防火設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　防火扉　別記第一号
二　防火シャッター　別記第二号
三　耐火クロススクリーン　別記第三号
四　ドレンチャー等　別記第四号

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附　則　（令和元年六月二一日国土交通省告示第二〇〇号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。

附　則　（令和二年四月一日国土交通省告示第五〇八号）

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附　則　（令和五年三月二〇日国土交通省告示第二〇七号）　抄

（施行期日）

１　この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

別表第一

	（い）検査項目		（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
（一）	防　火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。
（二）		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
（三）			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（四）		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。
（五）	連　動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ（２）に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ（２）（i）及び（ii）に掲げる場所に設けていないこと。
（六）			感知の状況	（十六）の項又は（十七）の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験	適正な時間内に感知しないこと。

				器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
（七）		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
（八）		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
（九）			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
（十）			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
（十一）			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
（十二）		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（十三）			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
（十四）		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
（十五）			再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。
（十六）	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動し

			（（十七）の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	ないこと。
（十七）		防火区画（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百十二条第十一項から第十三項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

別表第二

	（い）検査項目		（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
（一）	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。
（二）		駆動装置（（二）の項から（四）の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。）	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
（三）			スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。
（四）			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。
（五）			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
（六）		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。	スラット若しくは座板に変形、損傷若しくは著しい腐食があ

					ること又はスラットに片流れ若しくは固着があること。
（七）			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
（八）		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
（九）		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
（十）		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
（十一）			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（十二）			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
（十三）			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。
（十四）			作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。

（十五）	連　動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ（２）に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ（２）（i）及び（ii）に掲げる場所に設けていないこと。
（十六）			感知の状況	（二十六）の項又は（二十七）の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
（十七）		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
（十八）		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
（十九）			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
（二十）			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
（二十一）			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。

（二十二）		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（二十三）			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
（二十四）		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
（二十五）		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
（二十六）	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター（（二十七）の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
（二十七）			防火区画（令第百十二条第十一項から第十三項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

別表第三

	（い）検査項目		（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
（一）	耐　火	設置場所の	閉鎖の障害となる物	目視により確認す	物品が放置されてい

	ロクロスクリーン	周囲状況	品の放置の状況	る。	ることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。
（二）		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
（三）		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（四）			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
（五）		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
（六）		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
（七）		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
（八）			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（九）			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
（十）			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。
（十一）			作動の状況	イ　巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量	運動エネルギーが十ジュールを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が五センチメートルを超えること又は

				により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。	耐火クロススクリーンが再降下しないこと。
				ロ　バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが十ジュールを超えること又は閉鎖力が百五十ニュートンを超えること。
（十二）	連　動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ（２）に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ（２）（i）及び（ii）に掲げる場所に設けていないこと。
（十三）			感知の状況	（二十二）の項又は（二十三）の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査	適正な時間内に感知しないこと。

				以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	
（十四）		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
（十五）			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
（十六）			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
（十七）			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
（十八）		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（十九）			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
（二十）		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
（二十一）		手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
（二十二）	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン（（二十三）の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少な	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。

			くとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	
（二十三）		防火区画（令第百十二条第十一項から第十三項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。

別表第四

	（い）検査項目		（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
（一）	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。
（二）		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。
（三）		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（四）		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ　放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ　放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	排水が正常に行われないこと。
（五）		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐

					敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。
（六）			給水装置の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（七）		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。
（八）			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
（九）			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
（十）			ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。
（十一）			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
（十二）			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（十三）			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
（十四）			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。
（十五）	連　動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器（火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。）	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ（２）に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和四十八年建設省告示第二千五百

					六十三号第一第二号ニ（２）（i）及び（ii）に掲げる場所に設けていないこと。
（十六）			感知の状況	（二十五）の項又は（二十六）の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
（十七）		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
（十八）			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
（十九）			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
（二十）			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
（二十一）		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
（二十二）			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
（二十三）		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
（二十四）		手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り

				窓のプレートが脱落していること。
（二十五）	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等（（二十六）の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ　放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ　放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。
（二十六）		防火区画（令第百十二条第十一項から第十三項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、（二十五）の項（は）欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

別記第一号（Ａ４）
（略）

別記第二号（Ａ４）
（略）

別記第三号（Ａ４）
（略）

別記第四号（Ａ４）
（略）

別添１様式（Ａ３）
（略）

別添２様式（Ａ４）
（略）

様式１

定　期　点　検　結　果　報　告　書

令和　　年　　月　　日

徳島県企業局長　殿

点検業者住所
氏名　　印

点検者氏名　　印
点検者資格・番号

下記建築物について定期点検した結果は別紙のとおりです。

記

建築物　　所　在　地：
名　　称：
用　　途：
構造・階数：

点検年月日　令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

様式２－１

別記第一号（A４）

調査結果表

当該調査に関与した調査者		氏　名	調査者番号
	代表となる調査者		
	その他の調査者		

番号	調　査　項　目			調査結果 指摘なし	調査結果 要是正	調査結果 既存不適格	担当調査者番号
1	**敷地及び地盤**						
(1)	地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況				
(2)	敷地		敷地内の排水の状況				
(3)	敷地内の通路		敷地内の通路の確保の状況				
(4)			有効幅員の確保の状況				
(5)			敷地内の通路の支障物の状況				
(6)	塀		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況				
(7)			組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁		擁壁の劣化及び損傷の状況				
(9)			擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	**建築物の外部**						
(1)	基礎		基礎の沈下等の状況				
(2)			基礎の劣化及び損傷の状況				
(3)	土台（木造に限る。）		土台の沈下等の状況				
(4)			土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況				
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況				
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況				
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				
3	**屋上及び屋根**						
(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）		パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)			金属笠木の劣化及び損傷の状況				
(5)			排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根（屋上面を除く。）		屋根の防火対策の状況				
(7)			屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	**建築物の内部**						
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況					
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況					
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況					
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(12)			部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				

(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床の限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況				
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況				
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況				
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置				
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第１第１号ロに規定する基準への適合の状況				
(29)			防火扉又は戸の開放方向				
(30)			常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況				
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況				
(32)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放				
(33)			常閉防火扉等の固定の状況				
(34)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(35)			防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況				
(36)	警報設備		警報設備の設置の状況				
(37)			警報設備の劣化及び損傷の状況				
(38)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況				
(39)			採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(40)			換気のための開口部の面積の確保の状況				
(41)			換気設備の設置の状況				
(42)			換気設備の作動の状況				
(43)			換気の妨げとなる物品の放置の状況				
(44)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(45)			吹付け石綿等の劣化の状況				
(46)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び				
5	**避難施設等**						
(1)	令第120条第２項に規定する通路		令第120条第２項に規定する通路の確保の状況				
(2)	廊下		幅員の確保の状況				
(3)			物品の放置の状況				
(4)	出入口		出入口の確保の状況				
(5)			物品の放置の状況				
(6)	屋上広場		屋上広場の確保の状況				
(7)	避難上有効なバルコニー		避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況				
(9)			物品の放置の状況				
(10)			避難器具の操作性の確保の状況				
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況				
(12)			幅員の確保の状況				
(13)			手すりの設置の状況				
(14)			物品の放置の状況				
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況				
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(23)			物品の放置の状況				
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況				
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況				
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況				
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(28)			排煙設備の作動の状況				
(29)			自然排煙口の維持保全の状況				

(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況				
(32)		非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(33)			乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況				
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(35)			乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)			物品の放置の状況				
(37)			非常用エレベーターの作動の状況				
(38)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況				
(39)			非常用の照明装置の作動の状況				
(40)			照明の妨げとなる物品の放置の状況				
6	**その他**						
(1)	特殊な構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況				
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)			上部構造の可動の状況				
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
(8)		令第138条第１項第１号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況				
7	**上記以外の調査項目**						

その他確認事項

法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無

□有（　　階）　□無

特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

（注意）

① この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の２様式第一面３欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が１人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「調査結果」欄は、別表第１（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。

⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第１（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩ ７「上記以外の調査項目」欄は、第２の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、７は削除して構いません。

⑪ 「その他確認事項」は、法第12条第３項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。

⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑬ 配置図及び各階平面図を別添１の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してくださ

⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添２の様式に従い添付してください。

様式２－２

別記第一号（Ａ４）

検査結果表

（換気設備）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検　査　項　目　等			検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	検査結果 既存不適格	担当検査者番号
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況				
(2)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況				
(3)			各居室の給気口及び排気口の設置位置				
(4)			各居室の給気口及び排気口の取付けの状況				
(5)			風道の取付けの状況				
(6)			風道の材質				
(7)			給気機又は排気機の設置の状況				
(8)			換気扇による換気の状況				
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各居室の換気量				
(10)			中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(11)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況				
(12)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況				
(13)			空気調和設備の運転の状況				
(14)			空気ろ過器の点検口				
(15)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離				
(16)		空気調和設備の性能	各居室の温度				
(17)			各居室の相対湿度				
(18)			各居室の浮遊粉じん量				
(19)			各居室の一酸化炭素含有率				
(20)			各居室の二酸化炭素含有率				
(21)			各居室の気流				
2	換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質					
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況					
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ					
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置					
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況					
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況					
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離					
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況					
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）					
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況					
(11)		換気扇による換気の状況					
(12)		給気機又は排気機の設置の状況					
(13)		機械換気設備の換気量					
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室						
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況					
(2)		防火ダンパーの取付けの状況					
(3)		防火ダンパーの作動の状況					
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況					
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無					
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ					
(7)		防火区画の貫通措置の状況					
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置					
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況					
4	上記以外の検査項目等						

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

（注意）

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面４欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥ 「検査結果」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ １(10)「各居室の換気量）」については、法第28条第２項又は第３項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表１）を添付してください。

⑫ ２(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表２）を添付してください。

⑬ ４「上記以外の検査項目等」は、第２ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第２第２項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第２第２項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、４は削除して構いません。

⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑮ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

様式２－２

別記第三号（Ａ４）

検査結果表

（非常用の照明装置）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検　査　項　目　等			検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	検査結果 既存不適格	担当検査者番号
1	照明器具						
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等					
(2)		照明器具の取付けの状況					
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能					
(2)	照度	照度の状況					
(3)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況					
(4)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置						
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(2)		電気回路の接続の状況					
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況					
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）					
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況					
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況					
4	電池内蔵形の蓄電池						
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況					
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況					
5	電源別置形の蓄電池						
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			蓄電池室の換気の状況				
(3)			蓄電池の設置の状況				
(4)		蓄電池の性能	電圧				
(5)			電解液比重				
(6)			電解液の温度				
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(8)			キュービクルの取付けの状況				
6	自家用発電装置						
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況				
(2)			発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			始動用の空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)			自家用発電装置の取付けの状況				
(10)			自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限				
(11)			接地線の接続の状況				
(12)			絶縁抵抗				
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(14)			始動の状況				
(15)			運転の状況				
(16)			排気の状況				
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
7	上記以外の検査項目等						

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

（注意）

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の６様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥ 「検査結果」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ ２(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表（別表４）を添付してください。

⑫ ７「上記以外の検査項目等」は、第２ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第２第２項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第２第２項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、７は削除して構いません。

⑬ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑭ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

様式２－２

別記第四号（Ａ４）

検査結果表

（給水設備及び排水設備）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検　査　項　目　等			検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	検査結果 既存不適格	担当検査者番号
1	**飲料用の配管設備、排水設備**						
(1)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）		配管の取付けの状況				
(2)			配管の腐食及び漏水の状況				
(3)			配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況				
(4)			継手類の取付けの状況				
(5)			保温措置の状況				
(6)			防火区画等の貫通措置の状況				
(7)			配管の支持金物				
(8)			飲料水系統配管の汚染防止措置の状況				
(9)			止水弁の設置の状況				
(10)			ウォーターハンマーの防止措置の状況				
(11)			給湯管及び膨張管の設置の状況				
2	**飲料水の配管設備**						
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ		給水タンク等の設置の状況				
(2)			給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況				
(3)			給水タンク等の腐食及び漏水の状況				
(4)			給水用圧力タンクの安全装置の状況				
(5)			給水ポンプの運転の状況				
(6)			給水タンク及ポンプ等の取付けの状況				
(7)			給水タンク等の内部の状況				
(8)	給湯設備（循環ポンプを含む。）		給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況				
(9)			ガス湯沸器の取付けの状況				
(10)			給湯設備の腐食及び漏水の状況				
3	**排水設備**						
(1)	排水槽		排水槽のマンホールの大きさ				
(2)			排水槽の通気の状況				
(3)			排水漏れの状況				
(4)			排水ポンプの設置の状況				
(5)			排水ポンプの運転の状況				
(6)			地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況				
(7)	排水再利用配管設備（中水道を含む。）		雑用水の用途				
(8)			雑用水給水栓の表示の状況				
(9)			配管の標識等				
(10)			雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況				
(11)			消毒装置				
(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況				
(13)		排水トラップ	排水トラップの取付けの状況				
(14)		阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況				
(15)		配水管	公共下水道等への接続の状況				
(16)			雨水排水立て管の接続の状況				
(17)			排水の状況				
(18)			掃除口の取付けの状況				
(19)			雨水系統との接続の状況				
(20)			間接排水の状況				
(21)		通気管	通気開口部の状況				
(22)			通気管の状況				
4	**上記以外の検査項目等**						

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

（注意）

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の６様式第二面16欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査対象建築物に給水設備及び排水設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑥ 「検査結果」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第四（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑪ ４「上記以外の検査項目等」は、第２ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第２第２項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第２第２項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑦から⑩に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、４は削除して構いません。

⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑬ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

別記第一号（A４）

検査結果表

（防火扉）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検　査　項　目		検査事項	検査結果			担当検査者番号
				指摘なし	要是正	既　存不適格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)			結線接続の状況				
(10)			接地の状況				
(11)			予備電源への切り替えの状況				
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)			容量の状況				
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)			再ロック防止機構の作動の状況				
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況				
上記以外の検査項目							

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等		改善（予定）年月

（注意）

① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の８様式第二面４欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してくださ

⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第１ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第１第２項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑫ 各階平面図を別添１の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添１の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添１の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添２の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添１の様式に明記してください。

別記第二号（Ａ４）

検査結果表
（防火シャッター）

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検　査　項　目		検査事項	検査結果 指摘なし	検査結果 要是正	検査結果 既存不適格	担当検査者番号
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※				
(3)			スプロケットの設置の状況※				
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※				
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況				
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況				
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況				
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)			作動の状況				
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)			感知の状況				
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(19)			結線接続の状況				
(20)			接地の状況				
(21)			予備電源への切り替えの状況				
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(23)			容量の状況				
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)	総合的な作動の状況		防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)			防火区画の形成の状況				
上記以外の検査項目							

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等		改善（予定）年月

（注意）
① この書類は、建築物ごとに作成してください。
② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の８様式第二面４欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してくださ
⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第３条第２項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨　「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が１人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩　※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。

⑪　「上記以外の検査項目」欄は、第１ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第１第２項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

⑫　「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑬　各階平面図を別添１の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添１の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添１の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑭　要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添２の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添１の様式に明記してください。

様式３

建　物　履　歴　等　（ヒアリング）　票

１．増築、改築、用途変更等の経過
昭和・平成　　年　　月　　日　　概要（　　） 昭和・平成　　年　　月　　日　　概要（　　） 昭和・平成　　年　　月　　日　　概要（　　） 昭和・平成　　年　　月　　日　　概要（　　） 昭和・平成　　年　　月　　日　　概要（　　）
２．関連図書の整備状況
計画通知書　　□：有り（□：各階平面図有り）　　□：無し 竣工図　　□：有り　　□：無し
３．定期点検の実施状況（前回の点検）
建築物の定期点検　□：実施（平成　　年　　月　　日）　□：未実施 建築設備の定期点検　□：実施（平成　　年　　月　　日）　□：未実施 昇降機の定期点検　□：実施（平成　　年　　月　　日）　□：未実施
４．防火設備の作動点検状況
防火扉の作動点検 □：実施（平成　　年　　月　　日）　□：未実施　□：対象外 防火シャッター等の作動点検 □：実施（平成　　年　　月　　日）　□：未実施　□：対象外
５．事故、異常等の発生状況
発覚日　昭和・平成　　年　　月　　日　概要（　　） 発覚日　昭和・平成　　年　　月　　日　概要（　　） 発覚日　昭和・平成　　年　　月　　日　概要（　　） 発覚日　昭和・平成　　年　　月　　日　概要（　　）
６．その他特記事項

別添１様式（Ａ３）

点　検　結　果　図

注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

別添２様式（Ａ４）

関係写真

<table>
<tr><td rowspan="2">部位</td><td>番号</td><td>点検項目</td><td>点検結果</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>□要是正　　□その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">写真貼付</td><td colspan="2">特記事項</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">部位</td><td>番号</td><td>点検項目</td><td>点検結果</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>□要是正　　□その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">写真貼付</td><td colspan="2">特記事項</td></tr>
</table>

（注意）

① この書類は、点検の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③「部位」欄の「番号」、「点検項目」は、それぞれ別記様式の番号、点検項目に対応したものを記入してください。

④「点検結果」欄は、点検の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。